

3 関係府省庁からの報告 警察庁

「地方公共団体における犯罪被害者等支援について」

警察庁で犯罪被害者等施策担当の参事官をしております西連寺と申します。私からは、地方公共団体における「犯罪被害者等支援」について御説明いたします。

令和3年3月に「第4次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定されました。第4次基本計画は、犯罪被害者等基本法に基づき、令和3年4月から5か年の政府全体の犯罪被害者等施策を取りまとめたものです。

第4次基本計画では、4つの基本方針として、①尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、②個々の事情に応じて適切に行われること、③途切れることなく行われること、④国民の総意を形成しながら展開されることが掲げられ、計279の施策が盛り込まれています。

第4次基本計画における重要な課題の一つとして、「犯罪被害者等への中長期的な支援」の必要性が示され、地方公共団体における犯罪被害者等支援が重要なポイントとされています。

犯罪は、いつ、どこでも起こり得るものであり、私たちの誰もが犯罪被害者等になり得る立場にあります。犯罪被害者等は、生命を奪われ、家族を失い、傷害を負わされ、財産を奪われるといった様々な被害を受けるほか、高額な医療費の負担や収入の途絶等により経済的に困窮することも少なくありません。また、自宅が事件現場になったこと、加害者から逃れる必要があること等の理由から、住居を移す必要が生じることや、さらに、雇用関係の維持に困難を来すことも少なくありません。

犯罪被害者等基本法では、地方公共団体に対し、第5条で、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を課しており、その内容は第11条以下で規定され、国と同様、相談・情報提供、給付金の支給、保健医療・福祉サービスの提供、住宅・雇用の確保など、多岐にわたっています。

これから第4次基本計画の地方公共団体に関連する主な施策などについて御説明いたします。

まず、「犯罪被害者等支援を目的とした条例の制定等」についてです。

地方公共団体における犯罪被害者等の生活全般にわたる支援施策を推進するため、第3次基本計画から条例に関する情報提供の施策が盛り込まれ、条例制定の動きが広がってきました。

左の表のとおり、令和3年4月現在、「犯罪被害者等支援を目的とした条例」、いわゆる特化条例の制定数は、都道府県は47団体のうち32、政令指定都市は20団体のうち8、市区町村は1,721団体のうち384であり、この1年間で都道府県は11県が増加しております。また、右の地図のとおり、市区町村の条例制定状況を見ますと、制定率が30%未満の県が多

い状況にあります。

第4次基本計画では、条例制定の動きを一層促進するため、犯罪被害者等支援を目的として明確に位置付けた実効性の高い条例の制定のための情報提供、条例の制定等に向けた検討、条例の施行状況の検証及び評価等に資する協力を行う施策が盛り込まれました。

警察庁では、地方自治の観点を踏まえつつ、毎月発行しているメールマガジンや、都道府県・政令指定都市における条例の制定契機、内容、効果等を取りまとめた条例集「条例の小窓」等による情報提供を行っています。さらに、第4次基本計画を受け、都道府県警察に対し、地方公共団体における条例の制定等に向けた検討等に資する協力等を行うよう指示したところです。

自治体の皆様におかれましても、都道府県警察等の関係機関・団体と連携しつつ、条例の制定や現行条例などの一層の充実について御検討いただければと思います。

次に、「総合的対応窓口の周知・充実の促進」についてです。

これまで、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体で設置されました。

第4次基本計画では、窓口の周知や窓口機能の充実が課題とされ、各種媒体を活用した窓口や支援施策の広報の充実、公認心理師等の専門職の活用、窓口と関係機関・団体との連携・協力の一層の充実・強化等の施策が盛り込まれました。

また、支援に当たっては、性犯罪・性暴力や児童虐待等、自ら被害を訴えることが困難であるため被害が潜在化しやすい犯罪被害者等への支援の充実や、障害のある方、性的マイノリティの方、犯罪被害者の兄弟姉妹等、個々の事情に一層配慮した支援が必要であるとされています。性犯罪・性暴力被害者の支援では、ワンストップ支援センターとの連携も重要となります。

自治体の皆様におかれましては、これらの取組を推進し、窓口の周知・充実を図っていただくようお願いいたします。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響で様々な事情を抱えた犯罪被害者等に対して、各種支援に係る相談機関や支援制度の周知をはじめ、適切な対応を心がけていただくようお願いいたします。

次に、「見舞金制度等の導入促進」についてです。

地方公共団体による見舞金等の支給制度や生活資金等の貸付制度は、犯罪被害により困窮することが少なくない犯罪被害者等に当座必要な資金を迅速に給付・貸与するもので、第4次基本計画でも、これらの制度の導入を推進することとされています。

令和3年4月現在、見舞金制度を導入しているのは8都県、9政令指定都市、377市区町村、貸付金制度を導入しているのは3県、10市区町となっていますので、制度の導入や一層の充実について御検討をお願いいたします。

次に、「被害直後及び中期的な居住場所の確保」についてです。

公営住宅等の優先的入居等への配慮は、犯罪被害により転居や自宅以外の居住場所が必要となる犯罪被害者等の支援に資するもので、第4次基本計画でも、居住支援制度の導入を推進することとされています。

令和3年4月現在、47都道府県、18政令指定都市、428市区町村で、抽選によらず入居、入居要件の緩和、抽せん倍率の優遇等の制度が導入されていますので、制度の導入や一層の充実について御検討いただければと思います。

次に、「犯罪被害者週間事業」についてです。

今年度の犯罪被害者週間では、中央イベント、新潟県における地方大会を開催する予定です。

第4次基本計画では、様々な機会や媒体を通じて広報啓発活動を推進し、犯罪被害者等を社会全体で支えていく取組を一層充実させていくこととしています。

自治体の皆様におかれましても、ぜひシンボルマークである「ギゅっとちゃん」と一緒に、積極的に広報啓発活動を実施していただければと思います。

また、警察庁では、都道府県・政令指定都市と共催で、犯罪被害者等支援体制の全国的な水準の底上げを図るための事業を行っております。

これまで、支援ハンドブックや支援ノートの作成、関係機関の担当者等を参加者とする相談対応研修や重大事案発生時の対応力強化演習など、支援に有益な事業を行ってきました。

これらの事業結果は引き続き自治体の皆様にも共有してまいりますので、皆様の取組に役立てていただければと思います。

最後になりますが、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるためには、全ての犯罪被害者等が、必要な時に必要な場所で適切に支援を受けることができる支援体制を構築していくことが必要です。そのためには、国、地方公共団体、関係機関、民間団体等が緊密に連携・協力し、取組の一層の強化を図っていかねばなりません。今後とも犯罪被害者等施策に対する御協力をお願いいたします。